

プロポーザルに係る質問回答表

No.1

業務名	光駅周辺地区拠点整備基本構想策定業務委託		公告	平成29年4月12日
質問事項		回答事項		
月日	質問内容	月日	回答内容	
4月14日	<p>①設計共同体としての参加は可能か。</p> <p>②同種・類似業務実績調書におけるTECRIS登録番号は必須か。契約書などの添付で代替できるか。</p>	4月17日	<p>①設計共同体の参加は認めておりません。</p> <p>②TECRISの登録がある場合は必ず登録番号を記載してください。登録がない場合は、発注者の証明（発注機関、履行期間、業務の概要を記載）などを添付してください。契約書だけでは業務の履行が確認できないため、不可とします。</p>	
4月17日	<p>①実施要項7(1)の「主たる部分」とはどの範囲を指すか。また、例として、ソフト面に関する担当を設置すること、業務に関する助言を行う担当部署を設置すること等は可能か。</p> <p>②参加表明書類及び技術提案書類作成要領4(2)イの「雇用関係が確認できる書類」は、給与明細や所属建築士名簿で代用可能か。</p>	4月18日	<p>①「主たる部分」は次に掲げるものをいいます。 ○ 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 ○ 解析業務における手法の決定及び技術的判断 従って、例示された内容が上記に該当しなければ、再委託は可能です。</p> <p>②公告日の3箇月以上前からの直接的、恒常的な雇用関係が確認できる公的な第三者が証する書類が必要であり、給与明細等、自社で作成する書類では代用はできません。別紙例示をご参照のうえ、ご検討ください。</p>	

別紙

<参考>雇用関係を確認できる書類の例

書類名	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険被保険者証	健康保険法	雇用主	健康保険組合等	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる。
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	雇用主	日本年金機構	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額は通知される。 ※会社名が確認できないものは受付できません。
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法	雇用主	市区町村	給与の支払いをする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される。
雇用保険被保険者証	雇用保険法	雇用主 及び雇用者	公共職業安定所	法人・個人を問わず、1人以上を雇用する事業所に雇用される者は、被保険者となる。 ※会社名及び雇用年月日が確認できないものは受付できません。